

名古屋市交通局告示第 11 号

衆議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における公職の候補者（以下「公職の候補者」という。）に対し、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成 6 年運輸省告示第 819 号）に基づき臨時定期券を次のとおり発行する。

令和 6 年 10 月 8 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 発行方法

公職の候補者に対し、選挙長の発行する公職の候補者旅客運賃後払証 1 枚と引換えに、臨時定期券 1 枚を発行するものとする。

2 発行の数

公職の候補者 1 人につき、高速電車及び乗合自動車を通じて 15 枚

3 発行する期間及び時間

選挙期日の公示のあった日から選挙当日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日には発行しない。

4 発行する場所

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課営業担当
（名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号、市役所西庁舎 2 階）

5 使用資格を有する者

公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

6 通用する区間

- (1) 高速電車 市営全線
- (2) 乗合自動車 全ての事業者の愛知県内における全ての路線

7 運賃

高速電車、乗合自動車のいずれも、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示に定める金額とする。

8 通用する期間

臨時定期券は、発行の日から選挙期日後5日を経過するまでの期間内において通用し、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返戻するものとする。

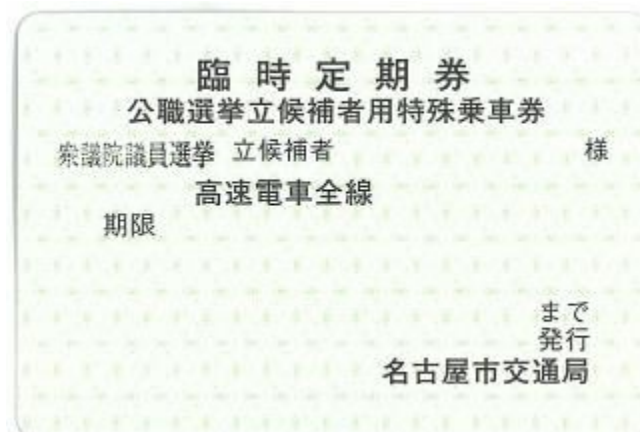
9 効力

使用資格を有する者以外の者が臨時定期券を使用した場合には、これを無効として回収する。公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）が、公職の候補者の届出を却下された後若しくは公職の候補者たることを辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）後使用した場合又は候補者届出政党の届出に係る候補者が、候補者の届出を却下された後若しくは候補者届出政党が当該候補者に係る候補者の届出を取り下げた（候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）後使用した場合にも、同様とする。

10 様式

(1) 高速電車臨時定期券

地 色 緑 色
文 字 黒 色
期限表示 黒色アラビア数字



（裏面磁気膜）

(2) 乗合自動車臨時定期券

地 色 オレンジ色

印刷文字

黒色

券面

選

白地にオレンジ色

期限表示

黒色アラビア数字

No.

選挙立候補者及び運動員用

バス乗車券

候補者名

殿

区間	愛知県内バス路線全線
期間	令和 年 月 日 限

発行者

令和 年 月 日 発行

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課